

「京都修学旅行 1day チケット」利用規約

1. 京都修学旅行 1day チケット（以下「1day チケット」といいます。）は、学校行事としての修学旅行又はこれに準ずる旅行で京都市を訪れる中学生・高校生（注釈※）及び教師等引率者（以下「修学旅行団体」といいます。）に限り使用することができるものとし、その使用条件は、「京都修学旅行 1day チケットに関する要綱」及び「京都修学旅行 1day チケット取扱施行細則」に定めるものとします。
2. 1day チケットの購入申込みは、「きょうと修学旅行ナビ」内の申込専用ページ（本ページ）にて受け付けます。（<http://www.kyotoshugakuryoko.jp/>）
3. 1day チケットは、修学旅行団体の代表者（学校長等）又は修学旅行団体の委任を受けた旅行代理店等から申し込まれた修学旅行団体に対して一括発売します。（個人単位での発売は行いません。）
4. 1day チケットの購入申込みは、お届け希望日の 14 日前までに行ってください。
5. 1day チケットの購入代金は、申込受付後に郵送にてお送りする請求書に記載された期日までに、申込者が指定金融機関の口座に振り込むものとします。振込手数料は、申込者にてご負担願います。なお、指定期日までに購入代金の振込みが確認できない場合、申込みはキャンセルされたものとみなします。
6. お届け希望場所への 1day チケットの送料は、原則として申込者のご負担となります。
7. 不正又は虚偽の申込みであることが判明した場合は、当該申込みを取り消し、以後同一団体からの申込みは受け付けません。
8. 1day チケットの不正使用が判明した場合は、「京都修学旅行 1day チケットに関する要綱」第 7 条の規定により 1day チケットを回収し、所定の割増運賃を徴収します。
9. 旅行終了後の未使用の 1day チケットについては、「京都修学旅行 1day チケットに関する要綱」第 8 条及び「京都修学旅行 1day チケット取扱施行細則」第 7 条の規定に基づき、払戻しを行います。（払戻し手数料が必要です。）
10. 1day チケットの発売については、特定商取引法の対象外となります。

※学校教育法第 1 条に規定する中学校、高等学校及びこれに準ずる学校及びその他京都観光推進協議会委員長が特に認める者